

相続診断士のお役立ちツール  
相続診断ツール  
Vo 0.1\_β版



一般社団法人 相続診断協会

# 利用方法

相続診断士の方は一般の方への相続診断が手軽に出来るようになりました。

①相続診断協会ホームページの相続診断ツールをクリックいただきログインページへ



②診断士 ID には「認定番号」を半角英数字にて入力ください。

③パスワードは協会よりお送りしている半角英数字をご入力ください。

※パスワードがわからない方は協会へご連絡ください。

④下記画面の「相続診断対象者のお名前」を全角にてご入力ください。

続いて「年齢」「作成日」を選択してください。



⑤診断結果が画面に出ます。

プリントアウトして一般の方へお渡しする場合には「PDF でダウンロード」をクリックしてください。(ご利用のパソコンに保存されますのでプリントしてお渡しください)



危険度ランク・・・問題に応じて加点した合計点を表示しています。

緊急度ランク・・・年齢に応じてランクをつけています。

コメント・・・問題に応じてコメントが自動で出ます。

※あらかじめ問題にはランク付けをしていますので上位から最大7個まで表示されます。

※内容については解説書をごらんください。

<p style="text-align: center;"><b>相続診断結果</b></p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">12.1 笑顔相続の日</p> <p style="text-align: center;">JIDA 一般社団法人 相続診断協会</p>	<p style="text-align: center;"><b>相続診断結果シート</b></p> <p style="text-align: center;">山田 太郎 様 作成日: 平成27年05月11日 取組相続診断士: 20123964 山本 次郎</p> <p><b>チェックシート内容</b></p> <p><b>あなた様の相続診断結果は</b></p> <p style="text-align: center;">危険度</p> <p style="text-align: center;">緊急度</p> <p style="text-align: center;">得点</p> <p style="text-align: center;">●危険度ランク 99* 点 ●緊急度ランク A・B・C・D・E</p> <p>1. 遺言分割が成立しない事案の可能性がります。遺言や信託等をご検討下さい。 2. 遺言分割の成立、配分等について話し合っておいた方が良いでしょう。 3. 先妻との間に子がいる場合、遺言分割が成立する場合があります。 4. 存続「買った・買わない」とならないよう、話し合りの事実を明確にしましょう。</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人 相続診断協会 相続診断士: 20123964 山本 次郎</p>	<p style="text-align: center;"><b>相続用語</b></p> <p><b>被相続人</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続したとき、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>法定相続分</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>遺言</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>遺言執行者</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>遺言執行</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>遺言執行書</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>遺言執行書</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>遺言執行書</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p> <p><b>遺言執行書</b>・・・ 被相続人が死亡した時点で、死亡した時点から、相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。相続人が被相続人から相続財産を受け継ぐ権利を有する者であること。</p>
--	---	--